

# 総合事業開始に伴う定款変更について

本市では、平成 29 年 4 月 1 日より「介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」という。）」を開始します。

よって、総合事業を実施する事業者におかれましては、法人の定款に事業目的の記載が必要となりますので、**平成 30 年 4 月までに**、以下のとおり対応をお願いします。

なお、本件にかかる定款の変更による変更届出書の提出は**不要**です。

## 対象

総合事業（みなし指定を含む）を実施する事業者

## 定款の記載例

- 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業
- 介護保険法に基づく第 1 号事業
- 介護保険法に基づく第 1 号訪問事業
- 介護保険法に基づく第 1 号通所事業
- 介護保険法に基づく第 1 号訪問事業及び第 1 号通所事業

\* 現行定款の目的に「老人居宅生活支援事業」に関する文言が記載されている場合は、総合事業の第 1 号訪問事業が含まれますので、定款の変更は**不要**です。

\* 現行定款の目的に「老人デイサービス事業」又は「老人デイサービスセンター」に関する文言が記載されている場合は、総合事業の第 1 号通所事業が含まれますので、定款の変更は**不要**です。

\* 社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人におかれましては、**定款変更の決議を行う前に、必ず所管部署にてご確認をお願いします。**

**介護予防の指定は平成 30 年 3 月 31 日をもって失効しますが、平成 29 年 4 月 1 日から全ての利用者が総合事業へ移行するものではありません。当面の間、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に関する事業目的の記載は、削除しないようご注意ください。**

### 総合事業全般の問い合わせ先

健康部長寿社会推進室 地域連携グループ

TEL | 072-841-1221（代表）

FAX | 072-844-0315

### 第 1 号訪問・通所事業の指定等の問い合わせ先

福祉部福祉指導監査課 介護事業者グループ

TEL | 072-841-1468（直通）

FAX | 072-841-1322